

Audit Quality Report 2025

監査品質のマネジメントに関する年次報告書



五十鈴監査法人

Contents

1	監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要	… 1
2	品質管理基盤の状況	… 4
3	組織・ガバナンス基盤の状況	… 9
4	人的基盤の状況	… 10
5	IT基盤の状況	… 13
6	財務基盤の状況	… 14
7	国際対応基盤の状況	… 15
8	ガバナンス・コードへの対応状況	… 16

総括代表社員からのメッセージ

五十鈴監査法人の歴史

三重県伊勢市を流れる清流・五十鈴川にその名を由来する私ども五十鈴監査法人は、1983年5月の設立以来、40年以上に亘り地元、三重県を中心に東海地方における地域経済や社会と密接な関係を保っております。40年の歴史の中では幾度かの世代交代を経ていますが、常に監査の専門家としての矜持を保持し、高品質な監査サービスを提供することで企業、投資家及び資本市場の参加者全体の安定的な発展に寄与することを使命と考えてきました。私ども五十鈴監査法人は、五十鈴川の静謐な流れのごとく、ご縁をいただいた皆様に常に安心を与え、より信頼される監査法人を目指してまいります。

中小規模監査法人の役割と使命

近年、監査品質の維持・向上の必要性が益々高まっている中、上場会社監査の担い手が大手監査法人から準大手・中小規模監査事務所へと移行する傾向にあります。一方で経済のグローバル化や多様化など、企業を取り巻く経営環境は大きく変化しており、企業は次々と高度で複雑な課題に直面し、その対応に迫られています。

そのような環境下において、当監査法人は中小規模監査法人としての役割と使命を意識し、「高品質の監査」・「価値観の共有」・「地域社会への貢献」を経営理念として掲げております。

クライアントとの深度あるコミュニケーションの重視

クライアントとの深度あるコミュニケーションは、クライアントの経営課題から生じる監査及び会計上の検討事項に適時かつ適切に対処するために不可欠です。また、クライアントと良好な関係性を構築することで、決してクライアントに迎合するのではなく、職業的専門家として認めることができないことに対して毅然と誠実に対応できると考えています。

当監査法人は十分な監査品質を担保し、クライアントの皆様との人のつながりを大切にすることで信頼を醸成しながら、言わば資本市場や地域経済の「縁の下での力持ち」のような存在であり続け、今後もクライアントの皆様、地域、社会に信頼される監査法人としての責任を果たしてまいります。



五十鈴監査法人 総括代表社員
下津 和也

当監査法人の経営理念

高品質の監査

✓ 品質管理活動への積極的な取組み

当監査法人では、品質管理担当社員を委員長とする「監査品質委員会」を設置し、品質管理に関連した情報収集や品質管理システムの体制整備を行っております。また、大手監査法人で品質管理を担当した人材を採用してその知見を活用するなど、積極的に品質管理活動を行っております。

✓ 高い専門性を有する人材と監査チーム構成

当監査法人は、監査・保証業務のみならず、株式公開支援業務(IPO)、企業組織再編に関するアドバイザリーや財務デュー・デリジェンスを含むファイナンシャルアドバイザリーサービス(FAS)業務、その他のコンサルティング業務等にこれまで幅広く対応してまいりました。そのような業務を通して知識、経験を蓄積した人材や、大手監査法人での監査業務を幅広く経験した人材など、当監査法人は様々なバックボーンを持つ人材から構成されております。これらの人材を適切に各監査チームに配分しています。

✓ クライアントとの適時のコミュニケーションの重視

当監査法人は常勤職員比率が高く、クライアントからの問合せに適時に対応することができる体制としております。また、特に監査上・会計上の重要論点について早期に問題点の解決を図ることができるよう、クライアントとの迅速なコミュニケーションを重視しております。さらに社員自らが積極的に往査することで、より円滑なコミュニケーションが進むよう努めております。

価値観の共有

監査品質を維持するためには職業的専門家としての専門的能力とともに高い倫理観、誠実性、幅広い見識が求められると考えていることから、当監査法人では、これらの素養を社員・職員が備えるべく自己研鑽に励み、人材教育を継続するとともに、自由闊達なコミュニケーションの出来る「風通しの良い組織風土」の醸成を重視しております。その上で各専門要員が監査品質に関する価値観を共有し、クライアントの皆様へ迅速かつ安心感のあるサービスを提供できるものと自負しております。

地域社会への貢献

三重県津市において設立されて40年超の歴史を有する当監査法人は、三重県のみならず東海地方におけるクライアントの皆様とともに過ごしてまいりました。専門要員は愛知・岐阜・三重の東海3県の出身者を中心に構成しており、地域経済の特性を理解した上でクライアントの皆様とのコミュニケーションを積極的に図り、地域社会に貢献してまいりたいと考えております。

五十鈴監査法人 (Isuzu Audit Corporation)

基準日：2025年3月31日

設立 1983年5月23日

代表者 総括代表社員 下津和也

役員構成

本部・津事務所

総括代表社員	下津 和也
副総括代表社員	端地 忠司
代表社員	中出 進也
社員	岡根 良征
社員	船越 勇輝

桑名事務所

代表社員	西野 賢也
代表社員	岩田 哲也
社員	高士 雄次

人員構成

専門要員

公認会計士（社員）	8名
公認会計士（マネージャー）	15名
公認会計士（シニア）	3名
公認会計士（非常勤スタッフ）	15名
公認会計士試験合格者（準会員）	2名
その他スタッフ	4名
事務系職員	2名
合計	49名

監査クライアント

金融商品取引法・会社法監査	13法人
会社法監査	9法人
信用金庫法監査	8法人
学校法人監査	6法人

その他の法定監査	7法人
その他の任意監査等	25法人
TPM監査	2法人

沿革



所在地

本部・津事務所

三重県津市丸之内34番5号（津中央ビル6階）
TEL：059-227-5002 FAX：059-227-5196

桑名事務所

三重県桑名市大中央町17番地2
TEL：0594-22-1471
FAX：0594-23-4425

名古屋オフィス

愛知県名古屋市中村区名駅3丁目4番10号
（アルティメイト名駅1st 6階）
TEL：052-433-1217
FAX：052-433-1218

当監査法人の品質管理システムの概要

品質管理体制

継続的な監査品質の向上を図るため「監査品質委員会」を組織し、品質管理委員長が当該委員会を統括しております。委員会の構成員が業務を分担することにより、組織的に品質管理活動を実施しています。また、監査品質委員会が中心となり「監査の品質管理規程」及びこれに関連するガイドラインや監査マニュアルを作成し、社員会での決議を経て専門要員に周知しています（P8「2. 品質管理基盤の状況－監査品質委員会」参照のこと）。

品質管理に関する適切な方針及び手続として「監査の品質管理規程」を定めており、当該規程は公認会計士法を始めとした各種法令、企業会計審議会が公表した「監査に関する品質管理基準」及び日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書等に準拠した内容となっています。「監査の品質管理規程」は当監査法人及び当監査法人に所属する専門要員が遵守すべき基本的な内容を定めたものであり、実際に専門要員が実施すべき具体的な手続については、「監査の品質管理規程に関するガイドライン」を始めとした各種ガイドラインにおいて定めています。

品質管理システムの概要及びリスク評価プロセス

当監査法人では、経営理念を達成するために必要となる品質目標を、「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）」等で示される以下の品質管理システムの構成要素に関連付けて決定しております。

- ✓ ガバナンス及びリーダーシップ
- ✓ 職業倫理及び独立性
- ✓ 監査契約の新規の締結及び更新
- ✓ 業務の実施
- ✓ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ✓ 情報と伝達
- ✓ 監査事務所間の引継

なお、品質目標の達成を阻害するリスクの識別及び評価、リスクへの対処からなる品質管理システムに係るリスク評価プロセスの整備及び品質目標が十分か否かの評価は、監査品質委員会で検討した上で社員会に報告し、協議しております。

品質管理システムの評価

「監査に関する品質管理基準」では、品質管理システムに関する最高責任者が、少なくとも年に一度特定の基準日において品質管理システムについて評価しなければならないと定めております。

当監査法人における評価基準日は当監査法人の事業年度末である3月31日としており、第一回目の評価は2026年3月31日を基準日として実施する予定です。

当監査法人の品質管理システムの概要

職業倫理の遵守及び独立性の保持

「監査の品質管理規程」において、当監査法人及び当監査法人に所属する専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

当監査法人では、当監査法人及び全ての構成員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年5月1日を基準日として、また必要に応じて「独立性に関するチェックリスト」による調査を実施し、その遵守状況を確認しています。なお、基準日時点において以下のとおり独立性に関する違反事項は識別しておりません。

独立性に関するチェック結果

チェックリストの回答率	100 %
識別された違反件数	0 件

ローテーションの方針及び手続

「監査の品質管理規程」等において、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した社員のローテーションに関する方針を定めています。ローテーション計画は品質管理担当社員が策定し、社員会の協議を経て決定しています。当該ローテーション計画は随時検討をしていますが、基準日時点で倫理規則等に準拠していないという状況は識別しておりません。

専門的な見解の問合せ

「専門的な見解の問合せに関するガイドライン」において、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。専門性が高く、監査上の判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項が発生した場合には、当監査法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者との討議などを通じて専門的な事項に係る見解を得ることとしており、会計・監査、法律、税務等の項目ごとに専門的な見解の問合せ先を定めています。なお、基準日時点において専門的な見解の問合せ先は適切に選定しており、特段の問題はないと認識しています。

審査体制

「審査規程」及び「審査規程に関するガイドライン」において審査に関する方針及び手続（実施時期及び実施範囲など）を定めています。当監査法人は「コンカリング・レビュー・パートナー方式」を採用しており、審査担当者については「監査の品質管理規程に関するガイドライン」で定めた適格性要件を有する社員から選任しています。基準日時点で審査業務については適切に運用されていると認識しております。

監査責任者と審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じうる事項を認識した場合は速やかに監査責任者と審査担当者が事前相談を行うなどの措置を講じ、仮に監査上の判断の相違が解決しない場合は監査報告書を発行してはならないこととしておりますが、基準日時点で当該状況は生じておりません。

当監査法人では、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響度が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定される監査業務では審査を実施しないこととしています。

当監査法人の品質管理システムの概要

監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理保存

「監査調書の管理に関するガイドライン」において監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理方針について定めています。当監査法人では電子監査調書システムとしてCaseWare Working Papersを導入しており、2025年3月期においては「社会的影響度の高い事業体」について監査ファイルの電子データでの管理を必須とし、運用を完了しています。2026年3月期には原則として全ての監査業務につき電子化する予定です（以下P13「5. IT基盤の状況」もご参照ください）。

監査ファイルは調書整理期間内にアーカイブされ、その後は法令等で定める例外的な状況を除き監査調書の修正・追加はできない仕組みとしています。なお、紙面調書について翌年度に閲覧が必要な場合は各専門要員が品質管理担当責任者に申請を行い、コピー又はスキャンによってのみ閲覧が可能な体制としており、適切に運用しています。

契約の新規の締結又は更新に関する事項

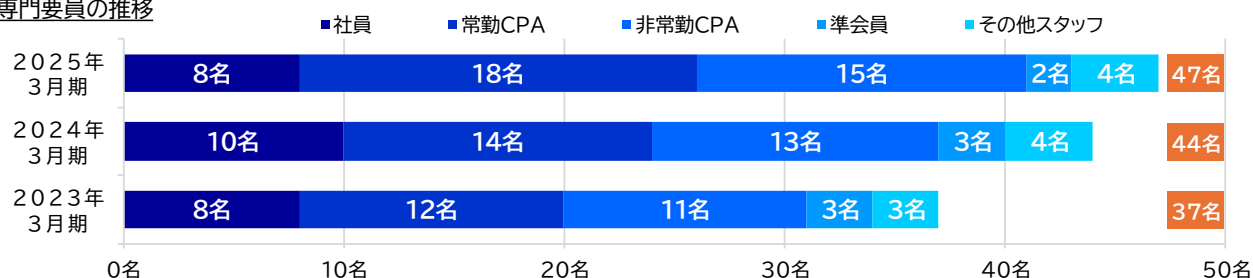
「監査の品質管理規程」において監査業務の新規の締結及び更新に関する方針及び手続を定めており、監査契約の新規及び更新の締結に当たっては、社員会での十分な審議の上で承認を得ています。社員会においては各業務執行社員（予定者を含む）が契約締結上のリスクに係るチェックリストを織り込んだ資料を作成し、情報共有が円滑になされる体制としています。

なお、監査品質を保つためには十分な人員の確保が必要不可欠であると考えており、監査契約の新規受嘱に際しては、十分なキャパシティの確保を重視しております。専門要員数の推移と被監査会社の推移は以下AQIのとおりであり、十分なキャパシティを確保できていると認識しています。

▶ 関連するAQI ※

※ AQI : Audit Quality Indicator（：監査品質の指標）

専門要員の推移



被監査会社の推移



当監査法人の品質管理システムの概要

品質管理システムのモニタリング

品質管理システムが有効に運用され監査業務の質が適切に保たれていることを確認するため、品質管理システムに関する「日常的なモニタリング活動」及び「定期的なモニタリング活動」を実施しています。

日常的なモニタリング活動の例

- ✓ 監査マニュアルや監査ツール等の改正
新しい基準や実務指針が公表された場合など、監査品質委員会が主となり改正作業等を行い、各監査チームへ伝達しています。
- ✓ 研修の管理
教育研修担当社員（基準日時点においては品質管理担当社員が兼務しております）が教育研修計画の策定や各専門要員のCPD履修状況の管理を行っています。
- ✓ 監査契約の新規の締結及び更新
社員会においてクライアントとの契約締結上のリスクを適切に識別することができるよう、当該リスクに関するチェックリストを織り込んだ社員会資料を作成し、協議することとしています。

定期的なモニタリング活動（完了した監査業務の検証）

当監査法人では「監査の品質管理規程に関するガイドライン」において、完了した監査業務の検証（定期的検証）における検証対象業務の選定方針を定めています。品質管理担当社員は当該選定方針に基づき定期的検証の年間計画を定め、当該計画に基づいて選定された検証担当者が定期的検証を実施しています。定期的検証における指摘事項については原因の調査及び分析を行い、当該検討結果について社員会に報告するとともに、改善措置を策定して実施することとしています。

2024年度の定期的検証における指摘事項につきましては2025年3月期決算において改善措置を実施しており、検証担当者が改善状況について問題ないことを確認しました。

なお、指摘事項については随時専門要員にフィードバックし、調書の査閲等に生かすことで監査業務の品質向上に役立てています。

定期的検証の結果

対象母集団数（…PIE）	12	法人
母集団のうち検証対象法人数	4	法人
1法人当たり平均検証時間数	40.8	時間
指摘事項数	8	個
うち、重要な指摘事項数	0	個

外部機関によるモニタリング

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を公認会計士法の下で自主規制として実施しています。

当監査法人における直近の品質管理レビュー（通常レビュー）につきまして、2022年10月20日付けで「重要な不備事項のない実施結果」を表明する品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を受領しております。

公認会計士・監査審査会の検査

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し、必要に応じて、監査事務所へ検査を行います。

当監査法人は、過去に公認会計士・監査審査会の検査は受けておりません。

監査品質委員会

組織的な品質管理体制の構築

当監査法人では品質管理を組織的に実施することを目的として、品質管理担当社員を委員長とする「監査品質委員会」を組成しております。監査品質委員会は主に監査業務に関する日常的な監視活動を行うほか、監査品質委員長が品質管理計画表において定めた品質管理活動等を実施することとしています。各種基準の改正等に伴い監査の品質管理規程、関連するガイドライン及び監査マニュアルの新設・改正が必要となった場合や、万が一品質管理上の問題が明らかになった場合などには、監査品質委員会の構成員に作業を分担、ないしは複数人によるプロジェクト・チームを組成することにより対応しております。

なお近年、当監査法人では大手監査法人出身者の割合が高まってきている中、以下AQIにも示しておりますとおり、監査品質委員会にも大手監査法人出身者が積極的に参画しています。また2026年3月期には、2024年6月まで大手監査法人で品質管理担当マネージャーを務めていた人材に新たに監査品質委員会に参画してもらうことで、より一層の品質管理システムの向上を図ることを目指しています。

<監査品質委員会の構成（2025年3月31日現在）>

監査品質委員会 委員長	品質管理担当社員	船越 勇輝
監査品質委員会 副委員長	(本部・津)	端地 忠司 (桑名) 岩田 哲也
品質管理担当マネージャー	(本部・津) 6名	(桑名) 3名
→うち情報システム担当	(本部・津) 2名	(桑名) 1名
合計		12名

監査品質委員長からのメッセージ

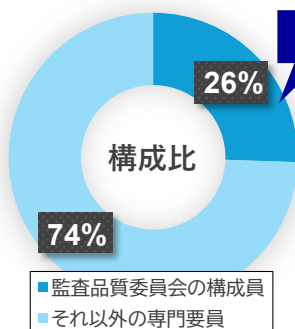
クライアントの皆様へ高品質な監査を提供することで財務情報の信頼性を確保し、利害関係者の保護を図り、もって健全な経済活動の維持発展に貢献することが、社会インフラとしての監査法人の使命であると考えています。当監査法人ではこのような社会的使命を自覚し品質管理体制をより強固なものとしていくため、監査品質委員会による組織的な品質管理活動を行っています。複数人の品質管理活動への参画により、互いに補い合い、監査法人としての成長をより高みへと導いていくことができると考えています。また近年、上場会社監査の担い手が大手監査法人から中小規模監査法人へと移行しつつある中、幸いにも大手監査法人から当監査法人へ転職してもらえる人材が増えております。このような人材にも監査品質委員会に積極的に参画してもらうことで、大手監査法人のノウハウも吸収しながら監査品質の弛みない向上を目指してまいります。

五十鈴監査法人 品質管理担当社員
監査品質委員長 船越 勇輝

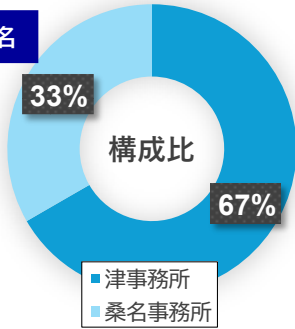
▶ 関連するAQI

監査品質委員会の状況

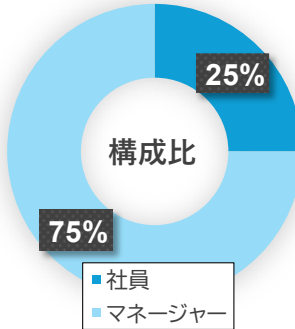
全専門要員に対する割合



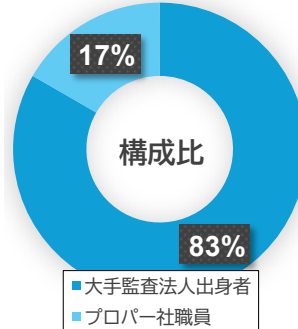
事務所別の割合



職階別の割合



出身法人の割合



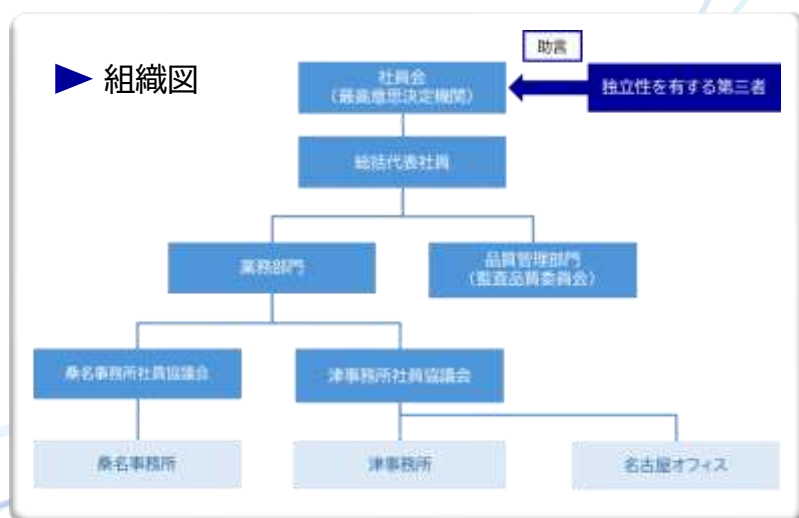
組織及びガバナンス体制

当監査法人は、社員間での相互牽制による組織的な業務運営が行われるようにするため、無限責任社員8名全員（うち代表社員5名）を構成員とする社員会による合議により監査法人の重要事項に係る意思決定を行っています。また、各事務所において、所属する社員全員を構成員とする社員協議会を設置し、各事務所の重要事項に係る意思決定を行っています。

社員会においては各社員の担当業務を定めており、当該担当業務の執行状況について社員会及び各事務所の社員協議会において報告・検討及び承認決議を行っています。

当監査法人は、社員及び職員を合わせて50名程度の中小規模であることから、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価する独立した機関は設けておりませんが、「独立性を有する第三者」を選定し、適時に情報共有を行うことで経営課題等や経営機能の実効性についての助言を受けております。

社員の選任については、社員加入資格者の専門能力、誠実性・公正性、職業的専門家としての正当な注意力、守秘義務、職業倫理の遵守状況（独立性の規定を含む）、クライアントとの交渉力、当監査法人への貢献度（品質管理への意識と取組み、協調性や規律性、十分な責任感の保持など）について社員会で審査し、社員加入の是非を決定しています。



独立性を有する第三者

佐久間 基 氏

学歴

- ✓ 京都大学農学部生産環境科学科 卒業
- ✓ 米国ジョージ・ワシントン大学ビジネススクール 修了

主な職歴

- ✓ 国税庁 勤務（国家公務員Ⅰ種経済職）
- ✓ KPMG台湾 勤務
- ✓ 公認会計士佐久間会計事務所 所長

保有資格

- ✓ 公認会計士、税理士
- ✓ USCPA

主な経歴

- ✓ 社外監査役、一般社団法人 代表理事・監事、一般財団法人 監事 他
- ✓ 元 国税専門官採用試験 試験専門委員

期待する役割

- ✓ 会計事務所の経営者、社外監査役や一般社団法人理事等の経験を通して培われた、経営機能の実効性向上に資する助言や品質管理システムの強化に関する助言
- ✓ 国税庁のキャリア官僚として勤務した経験に基づく、多角的な視点に立脚した当監査法人の経営課題に関する助言
- ✓ 海外留学や海外の会計事務所に勤務経験があることによる国際的な知見の提供

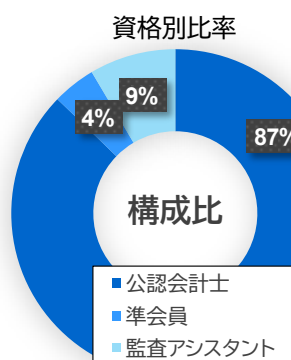
当監査法人の人材と育成方針

専門要員の構成

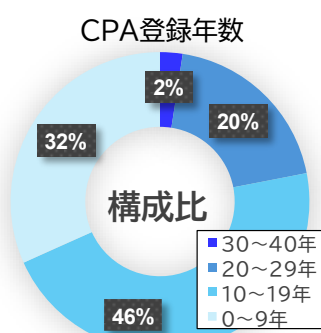
- ✓ 当監査法人では社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、職員の評価指針として「人事考課規程」及び「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。当該規程に基づき社員評価及び職員の人事考課を実施しており、当該評価結果を昇給や昇格等に反映しています。
- ✓ 当監査法人では専門要員の大部分は公認会計士の資格を保有する者で、公認会計士としての登録年数の概要は以下AQIのとおりです。監査経験年数が比較的最長いメンバーが多く、十分な監査経験を有する者を各監査チームに配分することで高い監査品質を確保できると考えております。また、公認会計士の資格を保有していない監査アシスタントを採用しておりますが、一定の研修を義務付けたり、実施作業を明確化することで監査の品質維持や効率化に役立てています。

▶ 関連するAQI

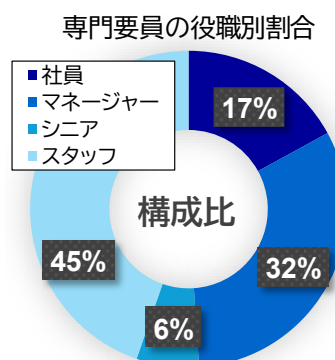
※ 事務系職員は含めておりません。



公認会計士	41名
準会員	2名
監査アシスタント	4名
合計	47名



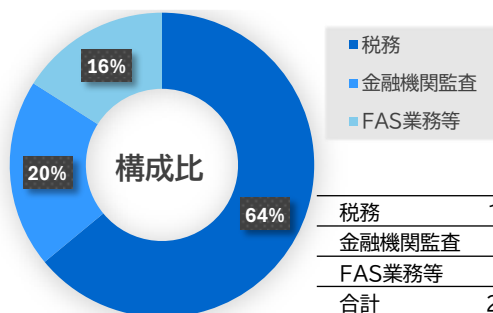
30～40年	1名
20～29年	8名
10～19年	19名
0～9年	13名
合計	41名



社員	8名
マネージャー	15名
シニア	3名
その他スタッフ	21名
合計	47名

- ✓ 当監査法人は、IPO支援業務、FAS業務、その他のコンサルティング業務等を通して知識、経験を蓄積した人材や、大手監査法人での監査業務を幅広く経験した人材など、多様なバックボーンを有する人材を抱えています。

▶ 関連するAQI



税務	16名
金融機関監査	5名
FAS業務等	4名
合計	25名

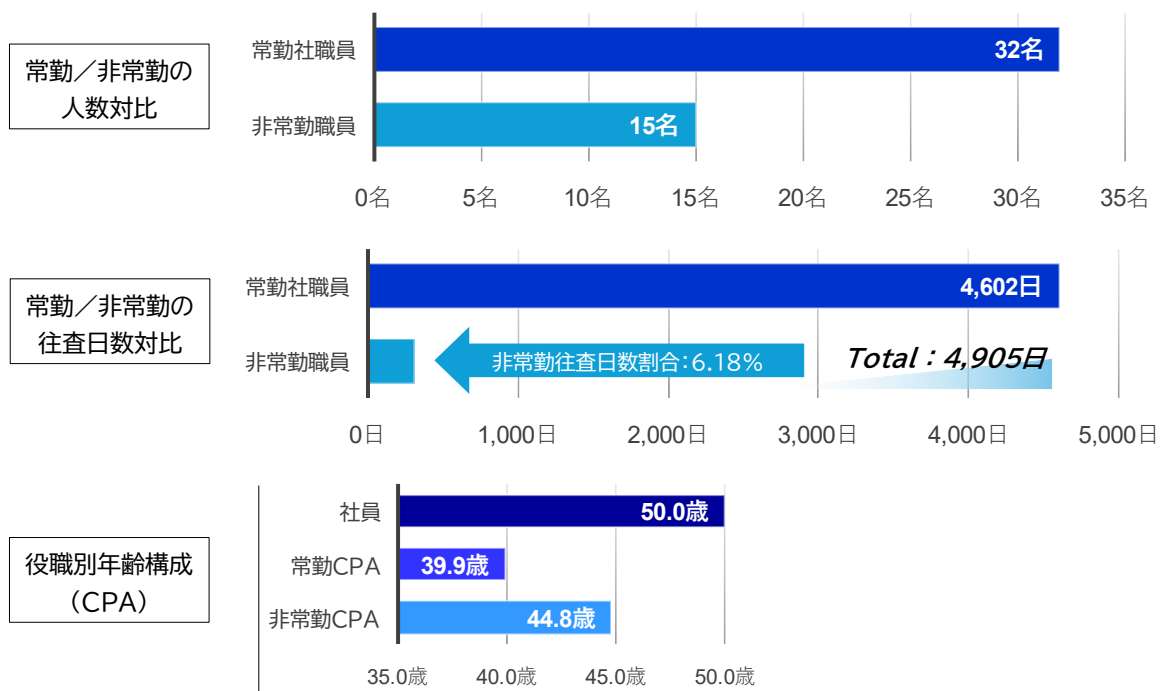
- ✓ 税務
税理士登録をし、個人ないしは法人に所属して税理士業務を行っている者を集計しています。
- ✓ 金融機関監査
大手監査法人在籍時に金融部門に所属しており、地方銀行や信用金庫の主査経験を有する者を集計しています。
- ✓ FAS業務等
これまで株式価値算定業務、財務デュー・ディリジェンス業務や会計を中心としたアドバイザリー業務に従事経験のある人材を集計しています。

当監査法人の人材と育成方針

専門要員の構成

- ✓ 当監査法人における人員構成の特徴として、常勤社職員比率が高いことが挙げられます。各監査チームのメイン担当者（監査マネージャー・主査等）には必ず常勤職員を配置することで、各クライアントとの随時のコミュニケーションの実施を可能としております。また年齢構成としても、常勤CPAは平均年齢40歳程度であり、監査経験が比較的長い一方で機動力の高い人材を、非常勤CPAは平均年齢45歳程度と、監査経験の長さから蓄積された経験を監査品質の向上に生かすことのできる人材が中心となっており、バランスの良い監査チーム配分を行っています。

▶ 関連するAQI



人材の定着状況

- ✓ 人材の入れ替わりを低い水準で抑えることで安定的な監査チーム構成とすることが可能となり、各監査チームによるクライアントに対する理解が深まるという効果が期待されます。
- ✓ AQIとして当監査法人の退職率を示しておりますが、2024年3月期は1名、2025年3月期の退職者数は3名となっており、比較的低い水準を保っていると考えています。

退職率

2024年3月期	2.8 %
2025年3月期	6.7 %

算定式…当法人を退職した専門要員数÷期首の専門要員数

当監査法人の人材と育成方針

人材育成の状況

監査業務の品質を高めていくためには、当監査法人の専門要員一人一人の能力を継続的に向上させていくことが必要であると考えています。

当監査法人では、専門要員の育成という観点で日々の業務を通じたOJTを行っているほか、「研修運営に関するガイドライン」等において、全ての専門要員の研修に関する方針及び手続を次のように定めています。

- ✓ 専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供すること
- ✓ 専門要員の研修運営に関する責任者を教育研修担当社員とし、専門要員の研修の履修状況について管理すること
- ✓ 教育研修担当社員が、専門要員が取得・履修すべき事項について研修に関する計画を定め、当該計画について社員の承認を得ること

上記の研修計画における専門要員が履修することを必須とする研修については、必須研修の受講漏れが発生しないよう「職業倫理に関する研修科目2単位」、「税務に関する研修科目2単位」及び「監査の品質及び不正リスク対応に関する研修科目6単位(CPD協議会が指定する不正事例に関する研修科目2単位を含む)」を必ず含むこととしています。また、会計基準や監査基準、倫理規則等の改正がある場合はこれを考慮するとともに、昨今の潮流も踏まえ、インサイダー取引規制や情報セキュリティに関する研修等も含んだ研修計画としています。さらに、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果等を専門要員にフィードバックする研修も積極的に実施しています。

当監査法人における研修の状況

最多履修者(1年当たり平均)	89 単位
1年当たり履修単位数の平均	44 単位
CPD取得義務達成率	100 %

ITに関する方針と情報セキュリティ

情報セキュリティ

当監査法人は、顧客との信頼関係の中で入手した情報資産の流出を防ぎ、かつ、当監査法人の業務を円滑に遂行するため、情報セキュリティに関する方針を定め、情報を取り扱うすべての者に周知徹底を図っております。具体的には「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティインシデント対応手順」等を定め、情報セキュリティに関する基本的な考え方やインシデント発生時の対応等について全ての専門要員に周知しています。また、全ての専門要員にセキュリティ対策や一定の機能の制限などを施したPCを貸与しており、最終的なコントロールを法人の管理下に置いています。

IT人材

当監査法人では、情報システム担当社員が中心となり、複数の情報システム担当マネージャーが補佐することで情報セキュリティ等に係る仕組みを構築しています。品質管理担当マネージャー、情報システム担当マネージャー等にはIT系の資格を有する職員がおり、当監査法人としても今後のIT技術やIT環境の進化を見越し、資格の取得を推進してまいりたいと考えています。また、公認会計士資格の取得前にERPサービスや業務アプリケーションサービスなどを提供するシステム会社への勤務経験がある者がおり、当該者を中心に当監査法人として最適なITソリューション（電子監査調書システムやPCのデータレス化など）を検討してまいりました。

IT系資格の保有者

応用情報技術者試験	1 名
基本情報技術者試験	2 名
ITパスポート試験	4 名

ITの利用

当監査法人では2024年11月より電子監査調書システム（CaseWare Working Papers）を導入し、2025年3月期決算ではPIE（：社会的影響度の高い事業体）の監査業務は全て、それ以外の監査業務については対応可能な限り監査ファイルを電子化いたしました。2026年3月期については、審査を要しないとした一部の監査業務（P5「当監査法人の品質管理システムの概要－審査体制」をご参照ください。）以外の全ての監査業務について、監査ファイルを電子化することとしています。

また、被監査会社等からのデータ受領のため、大容量ファイルの送受信サービスも導入することで、監査業務の電子化を進めています。

財務基盤の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	373,313 千円	459,501 千円	509,548千円
総資産	419,995 千円	462,599 千円	471,782千円
純資産	260,687 千円	283,831 千円	303,718千円
自己資本比率	62.1 %	61.4 %	64.4%

報酬依存度

- ✓ 監査業務に関する報酬のうち特定のクライアントからの報酬割合が高く、財務的に依存しているような場合（特定のクライアントに対する報酬依存度※が高い場合）、監査法人が自己の利益を保全しようとする動機となったり、クライアントから不当なプレッシャーを受ける可能性があります。そのため、当監査法人においては特定のクライアントに対する報酬依存度を「倫理規則」で定められている「15%」以下に抑える方針としており、仮に特定のクライアントに対する報酬依存度が15%を超えた場合は、報酬依存度を下げするための対策を講じることとしています。
- ✓ 報酬依存度の最大値の推移は以下のとおりであり、2025年3月期時点で報酬依存度が15%を超えるクライアントはありません。

2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
12.1 %	9.8 %	8.8 %

※ 報酬依存度 … 特定の1クライアントからの報酬が監査法人の収入全体に占める割合

グローバルネットワークへの加盟状況

- ✓ 当監査法人は、現時点ではグローバルネットワークには加盟しておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携を通じたグループ経営は行っておりません。
- ✓ 現時点ではグローバルネットワークとの提携等を行う具体的な計画はありませんが、今後、海外子会社を有する被監査会社が増加した場合等には、他の公認会計士事務所等との業務提携を図ることにより対応していくことを検討します。

海外子会社等の監査

海外展開するクライアントの海外子会社等の監査について、当監査法人は以下の対応を取ることとしています。

- ✓ 監査リスク等を考慮し、海外子会社等に自ら往査するとともに、リモートにて監査証拠を入手することにより十分かつ適切な監査証拠を入手します。
- ✓ 必要に応じて海外の他の監査人の監査結果の利用を行うことを検討します。なお、この場合は、海外子会社等の監査人（他の監査人）の独立性及び能力を評価し、他の監査人が実施した監査手続の適切性及び十分性を評価します。また、他の監査人とは直接、またはメール及びオンライン等の手段を用いて十分なコミュニケーションを図ります。

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	対応状況	参照
1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	✓ 当監査法人の経営理念は「高品質の監査」・「価値観の共有」・「地域社会への貢献」であり、監査業務の品質を最優先としつつクライアントの皆様から信頼を得ることを志向しております。これらを実現し、会計監査の品質の持続的な向上を図るべく、全社員を構成員とする社員会において「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する方針及び手続を定め、業務管理体制を整備しております。	P1
1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	✓ 当監査法人では監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するため、「監査の品質管理規程」において法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること等に関し、専門要員に対してメッセージを明確に繰り返し示すこととしております。 ✓ 当監査法人では、総括代表社員及び副総括代表社員と専門職員との面談を通して、品質管理の重要性について発信しております。 ✓ 当監査法人では、総括代表社員から全ての専門要員に対し、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するためのマネジメントの考え方について、定期的にメッセージを配信しております。	—
1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	✓ 当監査法人では、社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、常勤専門職員の評価指針として「人事考課規程」を、さらに非常勤専門職員の評価指針として「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。	P10

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	対応状況	参照
1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	✓ 当監査法人は中小規模であり社職員全体の顔が見えやすい環境にある中、総括代表社員を中心として監査法人の構成員の間での情報共有や議論が積極的になされる組織文化や風土を醸成するように努めております。 ✓ 当監査法人では、監査チームメンバーにより行われる監査チームミーティングにおいて、意見交換を積極的に行うこととしております。 ✓ 当監査法人では、必要に応じて監査品質委員会を中心とした監査業務改善のためのプロジェクト・チームでの議論を行っております。 ✓ 監査法人内部において定期的に研修会を開催し、会計監査を巡る課題や知見、経験の共有を図っております。	P2 — P8 P12
1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	✓ 当監査法人の業務内容は監査業務を中心としており、非監査業務については監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針としております。 ✓ 非監査業務について被監査会社から依頼を受けた場合には、倫理規則における独立性の定めを考慮して受嘱可能と判断した場合のみ受嘱する方針としております。 ✓ 監査法人の一部の構成員の兼業については認めており、独立性のチェックリスト等を通して利益相反や独立性に問題がないことを随時確認しております。また、非常勤職員についてはその実施する業務が利益相反や独立性の観点から問題がないかどうかについて、社員会で検討することとしております。	—
1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	✓ 当監査法人はグローバルネットワークには加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等の関係にはありませんが、必要に応じて海外の他の監査人等の業務の利用を行うことを想定しております。	P15

原則2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

指針	対応状況	参照
2-1 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	✓ 当監査法人では、実効的な経営機関として社員全員により構成される社員会を設置し、定期的開催して組織運営、品質管理やその他の案件について議論し、経営に係る意思決定を行っております。	P9
2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ✓ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ✓ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ✓ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ✓ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	✓ 社員会において各社員の担当業務を定め、当該担当業務の執行状況につき社員会にて報告・検討及び承認決議を行っております。総括代表社員及び副総括代表社員のほか、主な社員担当業務として、品質管理担当、研修担当、人事担当、情報セキュリティ担当等を定めております。 ✓ 当監査法人では、品質管理担当社員を委員長とする「監査品質委員会」を設置し、監査品質委員会のメンバーがそれぞれ分担された品質管理業務を遂行することで、監査品質の向上に努めております。なお、各メンバーの実施作業については当該委員会の委員長である品質管理担当社員が適宜コントロールを行っております。 ✓ 万が一監査業務の品質管理上の問題点が明らかになった場合等は、必要に応じて監査品質委員会を中心としたプロジェクト・チームにおける議論により問題の解決を図っております。なお、当該議論の結果については品質管理担当社員が社員会に報告し、協議を行う体制としております。 ✓ 社員の人事評価に関しては「社員人事評価規程」を、専門職員の人事評価に関しては「人事考課規程」を定め、人事管理や評価に関する体制を構築しております。	P9 P2 P4 P7 P8 P8 P10
2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査業務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	✓ 当監査法人では、社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、専門職員の評価指針として「人事考課規程」を、さらに非常勤専門職員の評価指針として「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。	P10

原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	対応状況	参照
3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	✓ 当監査法人では実効的な経営機関として社員全員により構成される社員会を設置しており、定期的に開催して組織運営、品質管理やその他の案件について議論し、経営に係る意思決定を行っております。 ✓ 中小規模である当監査法人では監督・評価機関は設けておりませんが、独立性を有する第三者より、経営機能の実効性向上に資する助言や品質管理システムに関する助言を得る体制としております。	P9
3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	✓ 独立性を有する第三者の独立性については、会社法で定められている社外役員の要件、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」及び「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」等を参考にして検討することとしております。 ✓ 当該第三者に期待する役割については指針3-3をご参照ください。	P9
3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ✓ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ✓ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ✓ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ✓ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ✓ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ✓ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	✓ 独立性を有する第三者が担う役割は以下のとおりです。 ・ 経営機能の実効性向上及びガバナンスの強化に関する助言 ・ 経営課題に関する助言 ・ 独立性を有する第三者の経験に基づく新たな知見の提供	P9
3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	✓ 当監査法人は独立性を有する第三者に対して適時かつ適切に必要な情報を提供すること、また、独立性を有する第三者は当監査法人が求める役割を果たすことについて、双方が合意しております。 ✓ 上記については当監査法人と独立性を有する第三者との間で契約を締結し、それぞれの義務を明確にしております。	P9

原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	対応状況	参照
4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	✓ 当監査法人の社員は監査現場に随時往査しており、必要な情報等を適時に入手するとともに、社員会及び各事務所の社員協議会における意見交換や議論を通じて共有しております。 ✓ 最新の会計基準、監査基準や倫理規則等につき法人内研修会で専門要員が受けるべき必須研修として指定することで、会計監査の品質向上に向けた情報を共有しております。	P9 P12
4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	✓ 当監査法人では、社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、常勤専門職員の評価指針として「人事考課規程」を、さらに非常勤専門職員の評価指針として「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。	P9
4-3 監査法人は、監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ✓ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ✓ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ✓ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ✓ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	✓ 当監査法人では各監査チームにおける構成員の配置を検討して「往査配分表」を作成し、社員会においてこれを検討・承認しております。 ✓ 指針1-5に記載のとおり、非監査業務については監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針です。なお、非監査業務の経験から得られる幅広い知見を監査業務に活用することの重要性も認識していることから、非監査業務を実施するための時間的かつ人的リソースを有している場合には受嘱することとしております。 ✓ 当監査法人は、株式公開支援業務(IPO)、企業組織再編に関するアドバイザーや財務デュー・デリジェンスを含むファイナンシャルアドバイザーサービス業務、その他のコンサルティング業務等を通じて知識、経験を蓄積した人材を有しております。 ✓ 当監査法人では、指針1-3、2-3、4-2に記載したように定期的に人事評価を行っております。 ✓ 当監査法人では受講すべき研修を予め指定するとともに、研修担当社員が各専門要員のCPDの受講状況をモニタリングすることで、専門要員が十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しております。	P9 P2 P10 P12

原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	対応状況	参照
4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	✓ 監査計画におけるリスク評価のため、定期的に被監査会社の経営陣幹部とのコミュニケーションを行うとともに、監査計画の説明及び監査結果の報告等、年間を通じて被監査会社の経営陣幹部及び監査役等とのコミュニケーションを行っております。 ✓ 往査の都度、被監査会社の監査役等並びに経理担当部長及び内部統制担当部長等と監査上のリスク等について意見交換をしております。	—
4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	✓ 「監査の品質管理規程」において、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めており、通報者が不当な取扱いを受けることがないように留意しつつ、伝えられた情報を適切に活用いたします。 ✓ 当監査法人のウェブサイトにおいて監査ホットライン窓口を設置しており、内部及び外部からの通報に対して伝えられた情報を適切に活用する体制を定めております。なお、当該窓口は監査品質委員会としており、通報者が不利益を被る危険がないよう留意しております。	—

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	対応状況	参照
5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	✓ 本報告書を公開し、説明しております。	—
5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。		
✓ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	✓ 「1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要－総括代表社員からのメッセージ」にて説明しております。	P1
✓ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	✓ 「1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要－当監査法人の経営理念」にて説明しております。	P2
✓ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	✓ 「1. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要－総括代表社員からのメッセージ」のほか、AQIにつきましては本報告書の各パートに情報として記載しております。	P1他
✓ 監査法人における品質管理システムの状況	✓ 「2. 品質管理基盤の状況－当監査法人の品質管理システムの概要」及び「2. 品質管理基盤の状況－監査品質委員会」において説明しております。	P4 ～ P8
✓ 経営機関等の構成や役割	✓ 「3. 組織・ガバナンス基盤の状況」にて説明しております。	P9
✓ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	✓ 同上	同上
✓ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	✓ 非監査業務について被監査会社から依頼を受けた場合には、倫理規則における独立性の定めを考慮して受嘱可能と判断した場合のみ受嘱する方針としております。指針1-5もご参照ください。	—
✓ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	✓ 「5. IT基盤の状況」にて説明しております。	P13

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	対応状況	参照
5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。		
✓ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	✓ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況については「2. 品質管理基盤の状況」のP6及び「4. 人的基盤の状況」のP10・P11にて、研修・教育を踏まえた人材育成方針については「4. 人的基盤の状況」のP12にて説明しております。	P6 P10 P11 P12
✓ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	✓ 「6. 財務基盤の状況」にて説明しております。	P14
✓ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	✓ 「7. 国際対応基盤の状況」にて説明しております。	P15
✓ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	✓ 「2. 品質管理基盤の状況」のP4・P7にて説明しております。	P4 P7
5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	✓ 当監査法人はグローバルネットワーク加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っておりませんので、該当事項はありません。	—
✓ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況		
✓ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)		
✓ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価		
✓ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要		

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	対応状況	参照
5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	✓ 当監査法人では、主要な被監査会社の経営者や監査役等とのコミュニケーションに際して意見交換を行い、得られた意見を共有することにより監査業務における監査品質の更なる向上に努めております。経営者や監査役等とのコミュニケーションに当たっては、本報告書も活用し、理解の促進に努めております。 ✓ 資本市場の参加者（証券会社、他の監査法人や信託銀行など）が主催する意見交換会や研修会に積極的に参加し、情報交換に努めております。また、特に証券会社の担当者とは随時個別に面談を行っており、有益な知見を得ております。	—
5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	✓ 「2. 品質管理基盤の状況」のP4・P7にて説明しております。	P4 P7
5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	✓ 当監査法人は「品質管理に関する年次報告書」を作成し、日本公認会計士協会及び当監査法人のホームページで公開することにより品質管理の状況について情報開示を行うとともに、当監査法人に対する問合せについては監査品質委員長が窓口となり、資本市場との参加者等との意見交換を行ってまいります。また意見が寄せられた場合は、適時に社員会において内容を共有いたします。	—

【Memo】



五十鈴監査法人

<https://isuzu-audit.or.jp>

監査ホットライン

https://isuzu-audit.or.jp/kansa_hotline